



2022年10月31日

各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役専務 小池 学
(コード番号:3228 東証プライム市場)
問合せ先: 執行役員経営企画本部長 榎本 喜明
電話番号: 03-5381-3212

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月31日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年11月29日開催予定の第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことにより、当社定款に、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を設けたものとみなされておりますので、当該定めについて確認的に規定を新設いたします。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、これに関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1.～13. (条文省略)	1.～13. (現行どおり)
(新設)	<u>14. 生命保険の募集に関する業務</u>
<u>14. 前各号に附帯関連する コンサルティング業務</u>	<u>15. 前各号に附帯関連する コンサルティング業務</u>
<u>15. 前各号に附帯する一切の事業</u>	<u>16. 前各号に附帯する一切の事業</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 総 則 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u>	第3章 総 則 (削除)
第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類に記載 又は表示をすべき事項に係る情報を、法 務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示すること により、株主に対して提供したものとみな すことができる。	
(新設)	(電子提供措置等)
	第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につ いて電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求をした株主に対して交付する書面に 記載することを要しないものとするこ とができる。
(新設)	附則
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 1 2022年9月1日から6か月以内の日を株 主総会の日とする株主総会については、定 款第13条(株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供)は、なお効力を 有する。 2 本附則の規定は、2022年9月1日から6 か月を経過した日又は前項の株主総会の 日から3か月を経過した日のいずれか遅 い日後にこれを削除する。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
- (2) 定款変更の効力発生日

2022年11月29日(火曜日)
2022年11月29日(火曜日)

以 上